

# 宮城県公報

宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 条 例

ページ

○職員定数条例の一部を改正する条例	(人事課)	一
○知事等及び職員の特例に関する条例	(同)	二
○附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	(同)	二
○職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	(同)	二
○手数料条例の一部を改正する条例	(財政課)	三
○事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(市町村課)	四
○住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	(同)	四
○環境創造基金条例	(環境政策課)	四
○地域環境保全基金条例の一部を改正する条例	(同)	五
○自然環境保全審議会条例の一部を改正する条例	(自然保護課)	五
○県立自然公園条例の一部を改正する条例	(同)	五
○自然環境保全条例の一部を改正する条例	(同)	一〇
○産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例の一部を改正する条例	(廃棄物対策課)	二二
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行条例の一部を改正する条例	(同)	二二
○地方独立行政法人宮城県立病院機構に係る地方独立行政法人法第五十九条第二項の条例で定める内部組織を定める条例	(保健福祉総務課)	二三
○社会福祉基金条例の一部を改正する条例	(社会福祉課)	二三
○救護施設条例を廃止する条例	(同)	二三
○医療施設耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例	(医療整備課)	二三
○養護老人ホーム条例を廃止する条例	(長寿社会政策課)	二三

## 条 例

○特別養護老人ホーム条例を廃止する条例	(同)	一四
○乳児院条例を廃止する条例	(子育て支援課)	一四
○精神保健福祉センター使用料等条例の一部を改正する条例	(障害福祉課)	一四
○障害者支援施設条例の一部を改正する条例	(同)	一四
○薬用植物園条例を廃止する条例	(薬務課)	一四
○後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例	(国保医療課)	一五
○国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例	(同)	一五
○産業技術総合センター条例の一部を改正する条例	(新産業振興課)	一五
○国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例	(農村振興課)	一五
○中山間地域等直接支払基金条例を廃止する条例	(同)	一五
○森林整備担い手対策基金条例の一部を改正する条例	(林業振興課)	一六
○道路占用料等条例の一部を改正する条例	(道路課)	一六
○県道大島浪板線大島架橋設計検討委員会条例	(同)	一八
○海岸占用料等条例の一部を改正する条例	(河川課)	一八
○流水占用料等条例の一部を改正する条例	(同)	一九
○流域下水道条例の一部を改正する条例	(下水道課)	一九
○建築土法施行条例の一部を改正する条例	(建築宅地課)	二〇
○証紙条例の一部を改正する条例	(会計課)	二二

職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

職員定数条例の一部を改正する条例

職員定数条例(昭和三十三年宮城県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「五、〇四二人」を「四、九九一人」に改め、同項第五号中「四九一人」を「四七〇人」に改め、同項第九号中「四、二二〇人」を「四、二二二人」に、「三、六六三人」を「三、六八三人」に改め、同項第十号中「一九、一三四人」を「一九、一五四人」に改め、同項第十一号中「一一〇人」を「九七人」に改め、同条第三項中「二六二人」を「二六三人」に、「一、〇五七人」を「一、〇六三人」に、「一、〇九三人」を「一、一〇〇人」に、「一、二七人」を「一、一

「三人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

知事等及び職員の特例に関する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十一号

知事等及び職員の特例に関する条例

(知事等の給与の特例)

第一条 特別職の職員の特例に並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十六年宮城県条例第一号。以下「特別職給与等条例」という。)(第二条の知事等の給料の月額を、平成二十三年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間(以下「特例期間」という。)(に係るもの)に限り、特別職給与等条例第三条の規定にかかわらず、その者に対応する特別職給与等条例別表第一の給与額欄に掲げる月額(以下この条において「基礎額」という。)(から、知事等については基礎額に百分の五、副知事等については基礎額に百分の四、公営企業管理者及び常勤の監査委員等については基礎額に百分の三を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、基礎額とする。

(教育長の給与の特例)

第二条 教育長の給料の月額は、特例期間に係るもの(以下「特例期間」という。)(に限り、県教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和二十二年宮城県条例第四十四号)(第二条第二項の規定にかかわらず、同項に規定する月額(以下この条において「基礎額」という。)(から基礎額に百分の三を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、基礎額とする。

(職員の管理職手当の特例)

第三条 職員の給与に関する条例(昭和三十一年宮城県条例第二十九号)(第九条第一項の規定により管理職手当を支給される職員の管理職手当の月額は、特例期間に係るもの(以下「特例期間」という。)(にかかわらず、同項の規定により算出した額(以下この条において「基礎額」という。)(から基礎額に規則で定める区分に応じ、百分の五、百分の四又は百分の三を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、基礎額とする。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十二号

附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)(の一部を次のように改正する。

別表みやぎ保健医療福祉プラン推進委員会の委員の項を削る。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十三号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十二年宮城県条例第二百二十八号)(の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第二号中、「警察本部刑事部(人事委員会規則で定める機関に限る。)(に所属する刑事調査官(以下「刑事調査官」という。)(を、次号に規定する人事委員会規則で定めるもの」に改め、同項第三号中、「刑事調査官」を、「警察職員のうち本務として死体の検視、検証等の業務に従事するもので人事委員会規則で定めるもの」に改める。

第三十九条に次の一項を加える。

3 同一の日において第一項第二号イ及びロの作業に従事した場合には、同号ロの作業に係る手当は、支給しない。

第四十九条第六項中、「含む」の下に、「。次項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

7 地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び地方公務員の育



事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十五号

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

事務処理の特例に関する条例(平成十一年宮城県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の表二十の項中、「松島町 利府町 涌谷町 美里町」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際改正前の事務処理の特例に関する条例第二条の表二十の項の規定に基づき松島町長、利府町長、涌谷町長又は美里町長が行った商工会法(昭和三十五年法律第八十九号。以下「法」という。)第四十二条第五項(法第四十八条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。)の承認で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に同表二十の項の規定に基づき松島町長、利府町長、涌谷町長又は美里町長に対してなされた法第四十二条第五項の承認に係る申請は、知事が行った承認又は知事に対してなされた申請とみなす。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十六号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例(平成十四年宮城県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二中第十七号を第十八号とし、第十二号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、同表第十一号中、「年金受給権者の死亡の届出及び現況に関する届出」を、「掛金の徴収及び年金の支給」に改め、

同号を同表第十二号とし、同表中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、

第三号の次に次の一号を加える。

四 家畜改良増殖法施行令(昭和二十五年政令第一百六十九号)による家畜人工授精師免許証の書

換交付及び再交付に関する事務であつて別に規則で定めるもの

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十七号

環境創造基金条例

環境創造基金条例

(設置)

第一条 温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化に資する取組その他の良好な環境の保全及び創造に向けた取組の一層の推進を図るため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、環境創造基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額の合計額とし、予算で定める。

一 県に納付された宮城県県税条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号)附則第九条の二の規定により加算された額に相当する額

二 県に納付された宮城県県税条例附則第九条の三の規定により加算された額に相当する額

(管理)

第三条 基金に属する現金は、確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用収益の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条に規定する基金の目的を達成するために必要な事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(繰替運用等)

第六条 知事は、財政上必要があるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。



附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

地域環境保全基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十八号

地域環境保全基金条例の一部を改正する条例

地域環境保全基金条例(平成二年宮城県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める額の範囲内の額とする。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

自然環境保全審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十九号

自然環境保全審議会条例の一部を改正する条例

自然環境保全審議会条例(昭和四十七年宮城県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中第十号を第十三号とし、第七号から第九号までを三号ずつ繰り下げ、同項第六号中

「又は公園事業」を削り、同号を同項第七号とし、同号の次に次の二号を加える。

八 公園条例第七条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による県立自然公

園の公園事業の決定、廃止又は変更に関すること。

九 公園条例第十六条の二第四項の規定による生態系維持回復事業計画の廃止又は変更に関するこ

と。

第五条第二項第五号の次に次の一号を加える。

六 保全条例第二十二條の二第四項の規定による生態系維持回復事業計画の廃止又は変更に関すること。

附 則

この条例は、平成二十三年六月一日から施行する。

県立自然公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十号

県立自然公園条例の一部を改正する条例

県立自然公園条例(昭和三十四年宮城県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

「第一章 指定、公園計画及び公園事業(第三条・第九条)

目次 第三章 保護及び利用(第十条・第十六条)

「第二章 指定(第三条・第四条)

第二章の二 公園計画(第五条・第六条)

第二章の三 公園事業(第七条・第九条)

第二章の四 保護及び利用(第十条・第十六条)

第三章 生態系維持回復事業(第十六条の二・第十六条の二の四)」

六条の二の五」に、「第二十四条」を、「第二十五条」に改める。

第一条中「図り、もつて」を「図ることにより、」に改め、「資する」の下に「とともに、生物の多

様性の確保に寄与する」を加える。

第二条第二号中「施設」を「事業」に改め、同条第三号ト中「。以下同じ」を削り、同号に次のよ

うに加える。

ヲ 自然再生施設(損なわれた自然環境について、当該自然環境への負荷を低減するための施設

及び良好な自然環境を創出するための施設が一体的に整備されるものをいう。)

第一条に次の一号を加える。

四 生態系維持回復事業 公園計画に基づいて行う事業であつて、自然公園における生態系の維持

又は回復を図るものをいう。

「第一章 指定、公園計画及び公園事業」を、「第二章 指定」に改める。

第四条の次に次の章名を付する。

第二章の二 公園計画

第五条の見出し及び同条第一項中「及び公園事業」を削り、同条第二項中「又は公園事業」を削り、「告示しなければ」を「告示し、かつ、その公園計画を一般の閲覧に供しなければ」に改める。

第六条の見出し及び同条第一項中「及び公園事業」を削り、同条第二項中「公園計画及び公園事業

の廃止及び変更」を「知事が公園計画を廃止し、又は変更したとき」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第二章の三 公園事業

第七条から第七条の八までを次のように改める。

(公園事業の決定等)

第七条 公園事業は、知事が、審議会の意見を聴いて決定する。

2 知事は、公園事業を決定したときは、その概要を告示しなければならない。

3 前二項の規定は、公園事業の廃止及び変更について準用する。

(公園事業の執行)

第七条の二 公園事業は、県が執行する。

2 国並びに市町村及び規則で定めるその他の公共団体（以下、「公共団体」という。）は、規則で定めるところにより、知事に協議し、その同意を得て、公園事業の一部を執行することができる。

3 国、県及び公共団体以外の者は、規則で定めるところにより、知事の認可を受けて、公園事業の一部を執行することができる。

4 第二項の同意を得ようとする者又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 第二条第三号イからラまでに掲げる施設（以下この条において、「公園施設」という。）の種類

三 公園施設の位置

四 公園施設の規模

五 公園施設の管理又は経営の方法

六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

5 前項の申請書には、公園施設の位置を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

6 第二項の同意を得た者又は第三項の認可を受けた者（以下、「公園事業者」という。）は、第四項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、国及び公共団体にあつては知事に協議し、その同意を得なければならない。国、県及び公共団体以外の者にあつては知事の認可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

7 前項の同意を得ようとする者又は同項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

8 第五項の規定は、前項の申請書について準用する。

9 公園事業者は、第六項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届けなければならない。

10 第三項又は第六項の認可には、自然公園の保護又は利用のために必要な限度において、条件を付することができる。

(改善命令)

第七条の三 知事は、公園事業の適正な執行を確保するため必要があると認めるときは、前条第三項の認可を受けた者に対し、当該公園事業に係る施設の改善その他の当該公園事業の執行を改善するために必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

(承継)

第七条の四 公園事業者である法人が合併（公園事業者である法人と公園事業者でない法人の合併であつて、公園事業者である法人が存続するものを除く。以下この条において同じ。）又は分割（その公園事業の全部を承継させるものに限る。以下この条において同じ。）をした場合において、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人（以下この条において、「合併法人等」という。）が公共団体である場合にあつては知事に協議し、その同意を得たとき、合併法人等が国、県及び公共団体以外の法人である場合にあつては知事の承認を受けたときは、当該合併法人等は、当該公園事業者の地位を承継する。

2 前項の同意を得ようとする者又は同項の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、法人の合併又は分割に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、合併法人等の登記事項証明書その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

4 公園事業者が死亡した場合において、相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意によりその公園事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。）がその公園事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に知事に申請して、その承認を受けなければならない。

5 前項の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、相続に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

6 前項の申請書には、戸籍の謄本その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

7 相続人が第四項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第七条の二第三項の認可は、その相続人に対してしたものとみなす。

8 第四項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を承継する。

(公園事業の休廃止)

第七条の五 公園事業者は、公園事業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、

規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前項の届出は、公園施設及びその付近の状況を明らかにした書類その他の規則で定める書類を添付して行わなければならない。

(認可の失効及び取消し等)

第七条の六 公園事業として行う事業が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合において、その処分が取り消されたとき、その他その効力が失われたときは、当該事業に係る第七条の第二第二項の同意又は同条第三項の認可は、その効力を失う。

2 前項の規定により第七条の第二第二項の同意又は同条第三項の認可が失効したときは、当該同意又は認可が失効した者は、規則で定めるところにより、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

3 前項の届出は、他の法令の規定による行政庁の許可、認可その他の処分が取り消されたことを証する書類その他の規則で定める書類を添付して行わなければならない。

4 知事は、第七条の第二第三項の認可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認可を取り消すことができる。

一 第七条の第二第六項若しくは第九項又は前条の規定に違反したとき。

二 第七条の第二第十項の規定により同条第三項又は第六項の認可に付された条件に違反したとき。

三 第七条の三の規定による命令に違反したとき。

四 偽りその他不正の手段により第七条の第二第三項又は第六項の認可を受けたとき。

(原状回復命令等)

第七条の七 知事は、第七条の第二第三項の認可を受けた者がその公園事業を廃止した場合、同項の認可が失効した場合又は同項の認可を取り消した場合において、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、当該廃止した者、当該認可が失効した者又は当該認可を取り消された者に対して、相当の期限を定めて、その保護のために必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下この条において「原状回復等」という。)を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、知事又

はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ告示しなければならない。

3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

第七条の八 知事は、第七条の第二第三項の認可を受けた者に対し、この章の規定の施行に必要な限度において、その公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第七条の九から第七条の十四までを削る。

第三章を第一章の四とする。

第十条第一項中「区域」の下に「(海域を除く。)」を加え、同条第三項ただし書中「当該特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際既に着手していた行為若しくは第六号に規定する物が指定された際に着手していた同号に掲げる行為又は」を削り、「行う行為」の下に「又は第三号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うもの」を加え、同条第十三号を第十六号とし、第十二号を第十五号とし、第十一号を第十四号とし、同条第十号中「(以下この号において「指定動物」という。)」を削り、「指定動物の」を、「当該動物の」に改め、同号を同条第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと(当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。)

第十条第三項中第九号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

第十条第三項中第八号を第九号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同条第一号の次に次の一号を加える。

三 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。



第十条第九項中、「第三項第十二号」を、「第三項第十五号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中、「前三項」を、「第七項から前項まで」に改め、同項中第三号を第四号とし、同項第二号中「第十六条の二第一項」を、「第十六条の二の五第一項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加え、同項を同条第十一項とする。

二 認定生態系維持回復事業等（第十六条の二の二第一項の規定により行われる生態系維持回復事業及び同条第二項の確認又は同条第三項の認定を受けた生態系維持回復事業をいう。以下同じ。）として行う行為

第十条第七項中、「を植栽し、」を、「の植栽」に、「を放牧しよつ」を、「の放牧（第三項第十一号又は第十三号に掲げる行為に該当するものを除く。）をしよつ」に改め、「者」の下に、「、規則で定めるところにより」を加え、同項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10 前項の届出は、行為の場所を明らかにした書類その他の規則で定める書類を添付して行わなければならない。

第十条第六項を第八項とし、同条第五項中、「特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際当該特別地域内において第三項各号に掲げる行為又は同項第六号に規定する物が指定された際同号に掲げる」を、「第三項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時において既に当該」に、「その指定又は区域の拡張の」を、「同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができ。この場合において、その者は、その規制されることとなつた」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 第三項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

6 前項の申請書には、行為の場所を明らかにした書類その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

第十条に次の一項を加える。

13 第三項の許可には、自然公園を保護するために必要な限度において、条件を付することができる。

第十条の二から第十条の四までを削る。

第十一条を次のように改める。

第十一条 削除

第十二条第一項中、「知事に」を、「知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を」に、「海面」を、「海域」に改め、同条第七項中「第二項」を、「第三項」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「第十六条の二第一項」を、「第十六条の二の五第一項」に改め、同号を同項第三号とし、

同項第一号の次に次の一号を加え、同項を同条第八項とする。

二 認定生態系維持回復事業等として行う行為

第十二条第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「第二項」を、「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を、「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の届出は、行為の場所を明らかにした書類その他の規則で定める書類を添付して行わなければならない。

第十二条の二を削る。

第十三条第一項中「第十一条」を、「同条第十三項」に、「付せられた」を、「付された」に、「第十二条第二項」を、「第十二条第三項」に改め、同条第二項中「以下」の下に、「この条において」を加え、同条第三項中「関係者の請求があるときは、これを」を、「関係者に」に改める。

第十四条の見出し中「報告の徴収」を、「報告徴収」に改め、同条第一項中「第十二条第二項」を「第十二条第三項」に改め、同条第二項中「第十二条第二項」を、「第十二条第三項」にして「を」その職員に」に、「立ち入らせ、又は」を、「立ち入り」に改め、同条第三項中「規定する」を、「の規定による立入検査又は立入調査をする」に、「関係者の請求があるときは、これを」を、「関係者に」に改める。

第十六条第三項中「関係者の請求があるときは、これを」を、「関係者に」に改める。

第十六条の二第一項中「海面」を、「海域」に改め、第三章の二中同条を第十六条の二の五とする。

第二章の四の次に次の一章を加える。

第三章 生態系維持回復事業

（生態系維持回復事業計画）

第十六条の二 知事は、自然公園における生態系維持回復事業の適正かつ効果的な実施に資するため、公園計画に基づき、審議会の意見を聴いて、自然公園における生態系維持回復事業に関する計画（以下「生態系維持回復事業計画」という。）を定めるものとする。

2 生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 生態系維持回復事業の目標
- 二 生態系維持回復事業を行う区域
- 三 生態系維持回復事業の内容
- 四 前三号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

3 知事は、生態系維持回復事業計画を定めたときは、その概要を告示しなければならない。



4 知事は、生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

5 第三項の規定は、知事が生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更したときについて準用する。  
(生態系維持回復事業)

第十六条の二の二 県は、自然公園内の自然の風景地の保護のため生態系の維持又は回復を図る必要があると認めるときは、自然公園における生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行うものとする。

2 国及び公共団体は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について自然公園における生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の確認を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従ってその生態系維持回復事業を行うことができる。

3 国、県及び公共団体以外の者は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその生態系維持回復事業が自然公園における生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の認定を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従ってその生態系維持回復事業を行うことができる。

4 第二項の確認又は前項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 生態系維持回復事業を行う区域

三 生態系維持回復事業の内容

四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項

5 前項の申請書には、生態系維持回復事業を行う区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

6 第二項の確認又は第三項の認定を受けた者は、第四項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、国及び公共団体にあつては知事の確認を、国、県及び公共団体以外の者にあつては知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

7 前項の確認又は同項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

8 第五項の規定は、前項の申請書について準用する。

9 第二項の確認又は第三項の認定を受けた者は、第六項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(認定の取消)

第十六条の二の三 知事は、前条第三項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定を取り消すことができる。

一 自然公園における生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行っていないと認めるとき。

二 その生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うことができなくなつたと認めるとき。

三 前条第六項又は第九項の規定に違反したとき。

四 次条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 偽りその他の不正の手段により前条第三項又は第六項の認定を受けたとき。

(報告徴収)

第十六条の二の四 知事は、第十六条の二の二第三項の認定を受けた者に対し、その生態系維持回復事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

第十六条の四の四「第十六条の二第五項」を「第十六条の二の五第五項」に改め、同条第二号中「第十六条の二第三項各号」を「第十六条の二の五第三項各号」に改める。

第十六条の六中「第十六条の二第二項」を「第十六条の二の五第二項」に改める。

第十七条第四項中「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改める。

第十八条第一項中「第十一条」を「同条第十三項」に、「付せられた」を「付された」に、「第十二条第二項」を「第十二条第三項」に改める。

第二十条中「第十三条」を「第七条の七第一項又は第十三条第一項」に改める。

第二十一条第二号中「第十一条」を「第十条第十三項」に、「付せられた」を「付された」に改め、

同条を同条第四号とし、同条中第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 第七条の二第六項の規定に違反して、同条第四項各号に掲げる事項を変更した者(同条第三項

の認可を受けた者に限る。)

二 第七条の二第十項の規定により認可に付された条件に違反した者

第二十二條中「第十二条第二項」を「第七条の三、第十二条第三項」に改める。

第二十三條中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同条第二号中「第

十二条第五項」を「第十二条第六項」に改め、同条を同条第三号とし、同条第一号中「による」を

「に違反して」に改め、同条を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 第七条の八第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による

立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳

述をした者

第五章中第二十四条の次に次の一条を加える。

第二十五条 第七條の二第九項、第七條の五第一項又は第七條の六第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者（第七條の二第三項の認可を受けた者に限る。）は、二十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年六月一日から施行する。  
(経過措置)

2 改正後の県立自然公園条例（以下「新条例」という。）第七條の二第九項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同項に規定する変更をした者について適用する。

3 新条例第七條の七の規定は、施行日以後に新条例第七條の二第三項の認可に係る公園事業を廃止した者、当該認可が失効した者及び当該認可を取り消された者について適用する。

4 施行日前に改正前の県立自然公園条例（以下「旧条例」という。）第七條の二第一項（旧条例第七條の十四において準用する場合を含む。）の申請書又は協議書に係る申請又は協議の申出がされた場合における認可又は同意並びに当該認可又は同意に係る施設の供用開始及び管理又は経営の方法の届出（管理又は経営の方法の変更の届出を除く。）については、なお従前の例による。

5 施行日前に旧条例第七條の五第一項（旧条例第七條の十四において準用する場合を含む。）次項において同じ。）の規定により承認の申請又は協議の申出がされた場合における承認又は同意及び当該承認又は同意に係る施設の供用開始については、なお従前の例による。

6 施行日前に旧条例第七條の五第一項の規定によりされた承認又は同意（施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によりされた承認又は同意を含む。）は、新条例第七條の二第六項の規定によりされた認可又は同意とみなす。

7 施行日前に旧条例第七條の六第一項（旧条例第七條の十四において準用する場合を含む。）の規定によりされた承認の申請又は届出は、新条例第七條の五の規定によりされた届出とみなす。

8 施行日前に旧条例第七條の七第一項（旧条例第七條の十四において準用する場合を含む。）の規定により承認の申請若しくは届出がされた場合又は事業の譲渡につき他の法令の規定により行政庁の認可その他の処分の申請がされた場合における地位の承継については、なお従前の例による。

9 施行日前に発生した事項につき旧条例第七條の九（旧条例第七條の十四において準用する場合を含む。）の規定により届け出なければならぬこととされている事項の届出については、なお従前の例による。

10 施行日前に旧条例第七條の三第一項（旧条例第七條の十四において準用する場合を含む。）第七條の五第一項、第七條の六第一項若しくは第七條の十第三項の規定又は同条第一項若しくは第七條の

十一の規定による命令に違反した行為（附則第四項又は附則第五項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為を含む。）を理由とする認可の取消しについては、なお従前の例による。

11 施行日前に旧条例第七條第三項の認可を受けた者（施行日以後に附則第四項の規定によりなお従前の例により認可を受けた者を含む。）についての新条例第七條の六第四項の規定の適用については、旧条例第七條の八の規定により付された条件（施行日以後に附則第四項、附則第五項又は附則第八項の規定によりなお従前の例により付された条件を含む。）は、新条例第七條の二十項の規定により付された条件とみなす。

12 公園事業の執行の認可を受けた者（以下この項において「公園事業者」という。）が施行日前に公園事業者でなくなった場合（譲渡、合併又は分割により公園事業者でなくなった場合を除く。）における当該公園事業者であった者に対する原状回復命令等については、なお従前の例による。

13 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

自然環境保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成二十三年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十一号

自然環境保全条例の一部を改正する条例

自然環境保全条例（昭和四十七年宮城県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十二條」を「第二十二條の四」に改める。

第一条中「相まつて、」の下に「生物の多様性の確保その他の」を加える。

第十一条第二項第三号中「ほか、」の下に「生物の多様性の確保その他の」を加える。

第十二条第一項第一号及び第四号中「すぐれた」を「優れた」に改める。

第十三条第一項及び第二項第四号中「施設」を「事業」に改める。

第十八条第一項ただし書中「第七号」を「第十号」に、「又は第六号」を、「第六号」に改め、「定めるもの」の下に「又は第七号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行つもの」を加え、同項中第八号を第十一号とし、第七号を第十号とし、第六号の次に次の三号を加える。

七 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。

八 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

九 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。

第十八条第一項に次の一号を加える。

十一 前各号に掲げるもののほか、特別地区における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの

第十八条第七項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 認定生態系維持回復事業等（第二十二条の三第一項の規定により行われる生態系維持回復事業及び同条第二項の確認又は同条第三項の認定を受けた生態系維持回復事業をいう。以下同じ。）として行う行為

第十九条第一項中「特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際当該特別地区内において第十八条第一項第一号から第六号までに掲げる行為に着手し、又は同項第七号に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際同号に規定する区域内において同号に掲げる」を、「第十八条第一項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなった時において既に当該」に、「指定又は区域の拡張の」を、「規制されることとなった」に改める。

第二十条第三項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 認定生態系維持回復事業等を行うためにする場合

第二十条第六項中「第三項第六号」を、「第三項第七号」に改める。

第二十一条第一項ただし書中「海面」を、「海域」に改め、同条第八項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 認定生態系維持回復事業等として行う行為

第三章中第二十二條の次に次の三條を加える。

（生態系維持回復事業計画）

第二十二條の二 知事は、生態系維持回復事業（県自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて行う事業であつて、当該地域における生態系の維持又は回復を図るものをいう。以下同じ。）の適正かつ効果的な実施に資するため、県自然環境保全地域に関する保全計画に基づき、審議会の意見を聴いて、生態系維持回復事業に関する計画（以下「生態系維持回復事業計画」という。）を定めるものとする。

2 生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 生態系維持回復事業の目標

二 生態系維持回復事業を行う区域  
三 生態系維持回復事業の内容

四 前三号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

3 知事は、生態系維持回復事業計画を定めたときは、その概要を告示しなければならない。

4 知事は、生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

5 第三項の規定は、生態系維持回復事業計画の廃止及び変更について準用する。

（生態系維持回復事業の実施）

第二十一条の三 県は、県自然環境保全地域における自然環境の保全のため生態系の維持又は回復を図る必要があると認めるときは、生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行うものとする。

2 国及び市町村等は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の確認を受けて、生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。

3 国、県及び市町村等以外の者は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の認定を受けて、生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。

4 第一項の確認又は前項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 生態系維持回復事業を行う区域

三 生態系維持回復事業の内容

四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項

5 前項の申請書には、生態系維持回復事業を行う区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

6 第一項の確認又は第三項の認定を受けた者は、第四項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、国及び市町村等にあつては知事の確認を、国、県及び市町村等以外の者にあつては知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

7 前項の確認又は同項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項



を記載した申請書を知事に提出しなければならない。  
8 第五項の規定は、前項の申請書について準用する。

9 第二項の確認又は第三項の確認を受けた者は、第六項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。  
(認定の取消し)

第二十二條の四 知事は、前条第三項の確認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の確認を取り消すことができる。

- 一 生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行っていないと認めるとき。
- 二 その生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うことができなくなつたと認めるとき。

三 前条第六項又は第九項の規定に違反したとき。

四 第三十四條第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 偽りその他の不正の手段により前条第三項又は第六項の確認を受けたとき。

第三十四條中、「第二十條第三項第六号」を、「第二十條第三項第七号」に改め、同条に次の一項を加える。

2 知事は、第二十二條の三第三項の確認を受けた者に対して、その生態系維持回復事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

第三十六條中、「第二十條第三項第六号」を、「第二十條第三項第七号」に、「付せられた」を、「付された」に改める。

第三十八條中、「二十五万円」を、「百万円」に改める。

第三十九條中、「一に」を、「いずれかに」に、「十五万円」を、「五十万円」に改め、同条第二号中、「付せられた」を、「付された」に改める。

第四十條中、「十五万円」を、「五十万円」に改める。

第四十一條中、「一に」を、「いずれかに」に、「十万円」を、「三十万円」に改め、同条第五号中、「第三十四條」を、「第三十四條第一項」に改める。

附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成二十三年六月一日から施行する。

( 経過措置 )

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十二号

産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例の一部を改正する条例

産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例(平成十七年宮城県条例第五百一十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号中、「法第十四條の四第六項若しくは使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)第六十七條第一項」を、「若しくは法第十四條の四第六項」に改める。

第七條中、「第十二條第六項」を、「第十二條第八項」に、「第十二條の二第六項」を、「第十二條の二第八項」に改める。

第十四條第二項中、「第十五條の二の五第一項」を、「第十五條の二の六第一項」に改める。

附 則

この条例中第二条第一項第二号の改正規定は公布の日から、その他の改正規定は平成二十三年四月一日から施行する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行条例の一部を改正する条例

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行条例(平成十二年宮城県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中、「第十五條の二の五第一項」を、「第十五條の二の六第一項」に改める。

第十四條第一項中第四号の四を第四号の六とし、第四号の三を第四号の五とし、第四号の二を第四号の四とし、第四号の次に次の二号を加える。

四の一 法第九条の二の四第一項の規定による熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定を申請する者 三万三千円

四の三 法第九条の二の四第二項の規定による熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定の更新を申請する者 二万円

第十四條第一項第十九号及び第二十号中、「第十五條の二の五第一項」を、「第十五條の二の六第一項」に改め、同項中第二十号の四を第二十号の六とし、第二十号の三を第二十号の五とし、第二十号の二



を第二十号の四とし、第二十号の次に次の二号を加える。

二十の二 法第十五条の三の三第一項の規定による熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設に係る認定を申請する者 三万三千元

二十の三 法第十五条の三の三第二項の規定による熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設に係る認定の更新を申請する者 二万円

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

地方独立行政法人宮城県立病院機構に係る地方独立行政法人法第五十九条第二項の条例で定める内部組織を定める条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十四号

地方独立行政法人宮城県立病院機構に係る地方独立行政法人法第五十九条第二項の条例で定める内部組織を定める条例

地方独立行政法人宮城県立病院機構に係る地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十九条第二項の条例で定める内部組織は、地方独立行政法人宮城県立病院機構の設立に伴う関係条例の整理等に関する条例（平成二十二年宮城県条例第六十六号）第十一条の規定による廃止前の病院事業条例（昭和四十一年宮城県条例第三十八号）第三条第二項の表に規定する宮城県立循環器・呼吸器病センター、宮城県立精神医療センター及び宮城県立がんセンターとする。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

社会福祉基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十五号

社会福祉基金条例の一部を改正する条例

社会福祉基金条例（昭和四十九年宮城県条例第十二号）の一部を次のように改正する。  
第二条を次のように改める。

（積立て）

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める額の範囲内の額とする。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

救護施設条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十六号

救護施設条例を廃止する条例

救護施設条例（平成十七年宮城県条例第百十二号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

医療施設耐震化臨時特別基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十七号

医療施設耐震化臨時特別基金条例の一部を改正する条例

医療施設耐震化臨時特別基金条例（平成二十一年宮城県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中、「平成二十三年三月三十一日」を、「平成二十六年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

養護老人ホーム条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十八号

養護老人ホーム条例を廃止する条例

養護老人ホーム条例（平成十七年宮城県条例第百十五号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

特別養護老人ホーム条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十九号

特別養護老人ホーム条例を廃止する条例

特別養護老人ホーム条例（平成十七年宮城県条例第十六号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前の特別養護老人ホームの使用に係る料金については、廃止前の特別養護老人ホーム条例第六条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項、第三項及び第四項中「指定管理者」とあるのは、「特別養護老人ホーム条例を廃止する条例（平成二十三年宮城県条例第二十九号）の施行の日の前日において同条例による廃止前の特別養護老人ホーム条例第四条に規定する指定管理者であつた法人その他の団体」とする。

乳児院条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十号

乳児院条例を廃止する条例

乳児院条例（平成十七年宮城県条例第一百十八号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

精神保健福祉センター使用料等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十一号

精神保健福祉センター使用料等条例の一部を改正する条例

精神保健福祉センター使用料等条例（平成十四年宮城県条例第八十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

四 予防接種

診療報酬算定方法により算定した額及び使用する薬剤の実費の額の合計額（以下この項において「算定額」という。）に百分の百五を乗じて得た額に端数の処理を行つて算定した額（その額が算定額に満たない場合にあつては、当該算定額）

別表第一備考第一号中「使用料」の下に「（予防接種に係るものを除く。）」を加え、同表備考に次のように加える。

七 予防接種に係る使用料の額の算定に係る端数の処理については、第一号ただし書及び第二号から前号までの規定を準用する。

別表第二の一の項中「、健康診断書、身体検査書」を削る。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、別表第二の一の項の改正規定は、公布の日から施行する。

障害者支援施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十二号

障害者支援施設条例の一部を改正する条例

障害者支援施設条例（平成十八年宮城県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表宮城県不忘園の項を削る。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

薬用植物園条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十三号

薬用植物園条例を廃止する条例

薬用植物園条例（平成十一年宮城県条例第二十二号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十四号

後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成二十年宮城県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして、「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（処分の特例）

2 基金は、当分の間、第六条の規定にかかわらず、法附則第十四条の二に規定する後期高齢者医療広域連合に対して保険料率の増加の抑制を図るための交付金を交付する事業に要する経費に充てる場合に、処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十五号

国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例

国民健康保険広域化等支援基金条例（平成十四年宮城県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「国民健康保険事業」を「広域化等支援方針（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）以下「法」という。）第六十八条の二第一項に規定する広域化等支援方針をいう。以下同じ。）

の作成、広域化等支援方針に定める施策の実施その他国民健康保険事業に、「国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）以下「法」という。）第七十五条の二」を「法第六十八条の三」に改

める。

第五条中「第七十五条の二に規定する」を「第六十八条の三に規定する広域化等支援方針の作成、広域化等支援方針に定める施策の実施その他国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化に資する」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

産業技術総合センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十六号

産業技術総合センター条例の一部を改正する条例

産業技術総合センター条例（平成十一年宮城県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。別表第一第二号の表食品・バイオテクノロジー関連機器の項中、「一、一〇〇円」を「一、七〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十七号

国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

国営土地改良事業負担金等徴収条例（昭和三十四年宮城県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「附則第十三項」を「附則第十一項」に改める。

附則第三項中「附則第二十三項」を「附則第十九項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

中山間地域等直接支払基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十八号

中山間地域等直接支払基金条例を廃止する条例

中山間地域等直接支払基金条例（平成十二年宮城県条例第二百二十二号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

森林整備担い手対策基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十九号

森林整備担い手対策基金条例の一部を改正する条例

森林整備担い手対策基金条例（平成五年宮城県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（積立て）

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める額の範囲内の額とする。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

道路占用料等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十号

道路占用料等条例の一部を改正する条例

道路占用料等条例（平成八年宮城県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第二条関係）

	占 用 料
--	-------------

道路法第三十二條第一項に掲げる工作物														占 用 物 件				
第一種電柱	第二種電柱	第三種電柱	第一種電話柱	第二種電話柱	第三種電話柱	その他の柱類	共架電線その他上空に設ける線類	地下に設ける電線その他の線類	路上に設ける変圧器	地下に設ける変圧器	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	郵便差出箱及び信書便差出箱	広告塔	その他のもの	その他のもの	一メートル未満のもの	一メートル以上〇・七メートル未満のもの	一メートル以上〇・七メートル以上のもの
単位														所 在 地				
一本につき一年														市 の 区 域	町 村 の 区 域			
五六〇	八六〇	一、二〇〇	五〇〇	八〇〇	一、一〇〇	五〇	五	三	四九〇	三〇〇	一、〇〇〇	四二〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	二	三〇	二五	二一
四六〇	七〇〇	九五〇	四一〇	六五〇	九〇〇	四一	四	二	四〇〇	二五〇	八二〇	三四〇	九九〇	八二〇	一七	二五	二一	





附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

( 経過措置 )

2 改正後の道路占用料等条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき占用料について適用し、同日の前日までに徴収すべき占用料については、なお従前の例による。

県道大島浪板線大島架橋設計検討委員会条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十一号

県道大島浪板線大島架橋設計検討委員会条例

( 設置 )

第一条 知事の諮問に応じ、県道大島浪板線大島架橋事業における橋に関する工事の設計に関し審議するため、県道大島浪板線大島架橋設計検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

( 組織等 )

第二条 委員会は、委員六人以内で組織する。

2 委員は、橋の設計に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

( 委員長 )

第三条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

( 会議 )

第四条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

( 意見の聴取等 )

第五条 委員会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者に対し、出席を求めて意見若しく

は説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

( 委任 )

第六条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正（昭和二十八年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

県道大島浪板線大島架橋設計検討委員会の委員	出席一回につき	一、六〇〇円	六級
-----------------------	---------	--------	----

海岸占用料等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十二号

海岸占用料等条例の一部を改正する条例

海岸占用料等条例（平成十二年宮城県条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表4の項中

五八〇円

を

六四〇円

に改め、同表5の項中

四一〇円

を

七〇〇円

に改め、別表第二号の表1の項中

九〇円

を

一五〇円

に改め、同表2の項中

一三〇円

を

一七〇円

に改め、同表3の項中

一五〇円

を

一八〇円

に改め、

同表4の項中 「一七〇円」を「二〇〇円」に改め、同表5の項中

「一九〇円」を「二〇〇円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の海岸占用料等条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき海岸占用料等海岸占用料等条例第三条第一項に規定する海岸占用料等をいう。以下同じ。( ) について適用し、同日の前日までに徴収すべき海岸占用料等については、なお従前の例による。

流水占用料等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十三号

流水占用料等条例の一部を改正する条例

流水占用料等条例(平成十二年宮城県条例第七十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二号の表1の項中

「八三、一〇〇円」を「三六六、〇〇〇円」に改め、別表第三

号の表6の項中

「五八〇円」を「六四〇円」に改め、同表7の項中

「四一〇円」を「七〇〇円」に改め、別表第四号の表1の項中

「九〇円」を「一五〇円」に改め、同表2の項中 「一三〇円」を

「一七〇円」に改め、同表3の項中 「一五〇円」を「一八〇円」に改め、

同表4の項中 「一七〇円」を「二〇〇円」に改め、同表5の項中

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の流水占用料等条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき流水占用料等流水占用料等条例第三条第一項に規定する流水占用料等をいう。以下同じ。( ) について適用し、同日の前日までに徴収すべき流水占用料等については、なお従前の例による。

流域下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十四号

流域下水道条例の一部を改正する条例

流域下水道条例(昭和五十三年宮城県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第五条を第十一条とし、第四条の次に次の六条を加える。

(指定管理者選定委員会への諮問)

第五条 知事は、公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成十六年宮城県条例第四十三号)第三条の規定により指定管理者に指定しようとするものを選定しようとするときは、宮城県流域下水道指定管理者選定委員会に諮問しなければならない。

(指定管理者選定委員会の設置)

第六条 知事の諮問に応じ、指定管理者に指定しようとするものを選定するため、宮城県流域下水道指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織等)

第七条 委員会は、委員六人以内で組織する。

2 委員は、優れた識見を有する者のうちから、必要の都度、知事が任命する。

3 委員は、諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第八条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によつて定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第九条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営に関する事項)

第十条 第六条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮つて定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

宮城県流域下水道指定管理者選定委員会の委員	出席一回につき	一一、六〇〇円	六級
-----------------------	---------	---------	----

建築士法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十五号

建築士法施行条例の一部を改正する条例

建築士法施行条例(平成十二年宮城県条例第八十九号)の一部を次のように改正する。  
第五条の次に次の一条を加える。

(指定事務所登録機関が事務所登録等事務を行う場合における規定の適用)

第五条の二 指定事務所登録機関(知事が法第二十六条の三第一項の規定により同項に規定する事務所登録等事務(以下「事務所登録等事務」といふ)を行わせるため指定した者をいう。以下同じ。)

が事務所登録等事務を行う場合における第三条の規定の適用については、同条中「法第二十三条の二」とあるのは「法第二十六条の四第一項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の二」と、「知事」とあるのは「指定事務所登録機関(知事が法第二十六条の三第一項の規定により同項に規定する事務所登録等事務を行わせるため指定した者をいう。とする)とする。

2 前一条の規定は、指定事務所登録機関が事務所登録等事務を行う場合には、適用しない。

第七条第一項第三号中「試験の実施に関する事務」を、「同項に規定する二級建築士等試験事務」に改め、同項第四号から第六号までの規定中「登録」の下に「指定事務所登録機関が行つものを除く。」を加える。

第八条の見出しを、「(指定登録機関が行つ登録等に係る手数料)」に改め、同条第二項中「前項の規定により指定試験機関」を、「前三項の規定により指定登録機関、指定試験機関又は指定事務所登録機関」に、「当該指定試験機関」を、「それぞれ、当該指定登録機関、指定試験機関又は指定事務所登録機関」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第一項を第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 指定事務所登録機関が行つ一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録を受けようとする者は、法第二十六条の三第三項において準用する法第十条の九第一項の規定による当該指定事務所登録機関の登録等事務規程の定めるところにより、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める手数料を当該指定事務所登録機関に納めなければならない。

一 一級建築士事務所の登録を受けようとする者 前条第一項第四号に掲げる額に相当する額

二 二級建築士事務所の登録を受けようとする者 前条第一項第五号に掲げる額に相当する額

三 木造建築士事務所の登録を受けようとする者 前条第一項第六号に掲げる額に相当する額

第八条に第一項として次の一項を加える。

指定登録機関(知事が法第十条の二十第一項の規定により同項に規定する二級建築士等登録事務所を行わせるため指定した者をいう。以下同じ。)が行つ二級建築士若しくは木造建築士の登録又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書の書換え交付若しくは再交付を受けようとする者は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の九第一項の規定による当該指定登録機関の登録事務規程の定めるところにより、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める手数料を当該指定登録機関に納めなければならない。

一 一級建築士事務所の登録を受けようとする者 前条第一項第四号に掲げる額に相当する額

二 二級建築士事務所の登録を受けようとする者 前条第一項第五号に掲げる額に相当する額

三 木造建築士事務所の登録を受けようとする者 前条第一項第六号に掲げる額に相当する額



一 二級建築士又は木造建築士の登録を受けよとする者 前条第一項第一号に掲げる額に相当する額

二 二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書の書換え交付又は再交付を受けよとする者

前条第一項第二号に掲げる額に相当する額

附 則

この条例は、平成二十三年十月一日から施行する。

証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十六号

証紙条例の一部を改正する条例

証紙条例（昭和三十九年宮城県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中、「千円」の下に、「二千円」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。